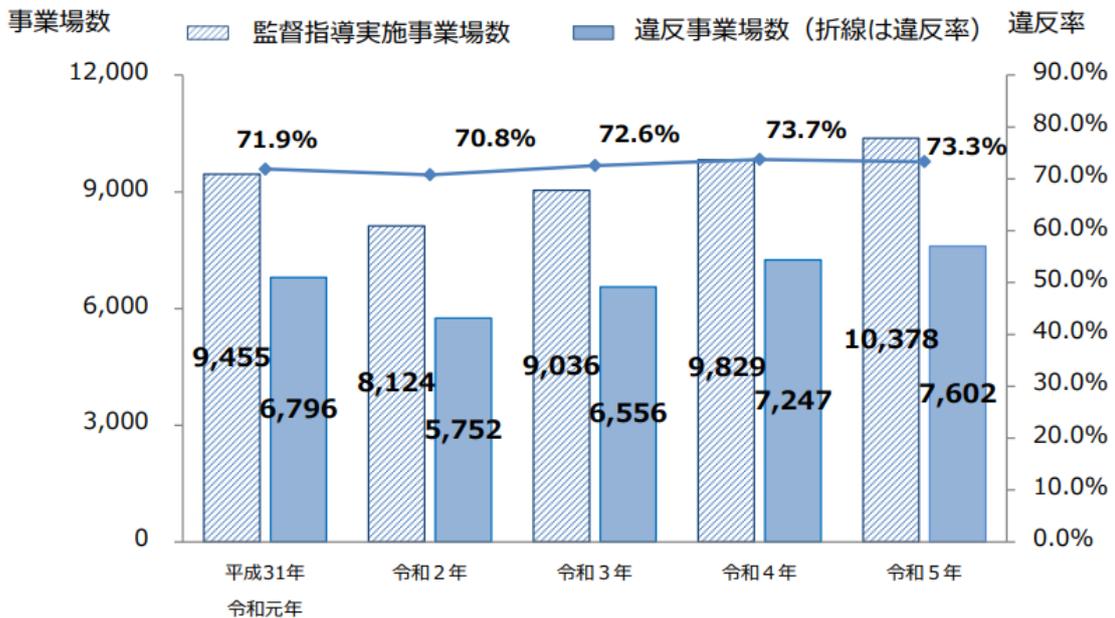


今回のテーマ「労働基準監督機関による監督指導等（令和5年）」について

労働基準監督機関による監督指導等の状況（令和5年）が発表されています。厚労省 HP https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41831.html

1 監督指導の状況

(1) 令和5年に全国の労働基準監督署等において、労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者10,378事業場に対して監督指導を実施したところ、その73.3%に当たる7,602事業場で同法令違反が認められた。



(2) 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準（23.6%）、②割増賃金の支払（16.5%）、③健康診断結果についての医師等からの意見聴取（16.2%）の順に多かった。

事例

労働災害を契機に、無資格での玉掛け作業について指導

概要

■ 土木工事現場で玉掛け作業を行っていた技能実習生が玉掛用具に手を挟まれる労働災害（左手中指挫創、休業2週間）が発生したため、労働基準監督署が立入調査を実施したところ、無資格で同作業を行わせていたことが認められた。

労基署の対応

■ 資格のない労働者に玉掛け作業を行わせたことについて、労働安全衛生法違反としては是正勧告した。

その後の会社の対応

- 玉掛け作業を行う可能性のある技能実習生に対し、母国語での対応が可能な登録教習機関で同作業の資格を取得させた。
- 同作業は有資格者のみが行う旨を作業計画に盛り込むとともに、日々の朝礼でも同計画の内容を周知することとした。